

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第三項（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項第一号及び第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十二条の二第一項並びに第十五条第一項、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十条第二項第三号並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条の二第一項（同法第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号及び第五号中「第二条の四第五号ス」を「第二条の四第五号ワ」に、「及び第九号」を「

、第九号及び第十号」に改め、同条第六号中「施設」を「工場又は事業場」に、「及び第八号」を「、第八号及び第十一号」に改め、同条第七号中「及び第八号」を「、第八号及び第十一号」に改める。

第二条第十二号を次のように改める。

十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ 燃え殻（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ロ 汚泥（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第八号及び第十一号、第三条第二号二、第三号へ及び第四号イ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ハ 廃油（事業活動に伴つて生じたものに限る。別表第五を除き、以下同じ。）

ニ 廃酸（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下同じ。）

ホ 廃アルカリ（事業活動に伴って生じたものに限る。以下同じ。）

ヘ 廃プラスチック類（事業活動に伴って生じたものに限る。第二条の四第五号ロを除き、以下同じ。）

ト 前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴って生じたものに限る。）

第二条第十三号中「（事業活動に伴って生じたものに限る。第三条第三号及び別表第一を除き、以下同じ。）」を削り、「第一号及び」を「第一号から第三号まで、「」に改め、「第九号まで」の下に「及び前号」を加える。

第二条の四第五号ト中「ス、」及び「、第六条の五第一項第三号ソ」を削り、同号スを削り、同号セ中「四六の項」を「四八の項」に改め、同号セを同号スとし、同号モ中「四五の項」を「四七の項」に改め、同号モを同号セとし、同号ヒ中「四四の項」を「四六の項」に改め、同号ヒを同号モとし、同号エ中「四三の項」を「四五の項」に改め、同号エを同号ヒとし、同号シ中「四二の項」を「四四の項」に改め、同号シを同号エとし、同号ミ中「四一の項」を「四三の項」に改め、同号ミを同号シとし、同号メ中「四

○の項」を「四二の項」に改め、同号メを同号ミとし、同号ユ中「三九の項」を「四一の項」に改め、同号工を同号メとし、同号キ中「三八の項」を「四〇の項」に改め、同号キを同号ユとし、同号サ中「三七の項」を「三九の項」に改め、同号サを同号キとし、同号ア中「三六の項」を「三八の項」に改め、同号アを同号サとし、同号テ中「三五の項」を「三七の項」に改め、同号テを同号アとし、同号工中「三四の項」を「三六の項」に改め、同号工を同号テとし、同号コ中「三三の項」を「三五の項」に改め、同号コを同号工とし、同号フ中「三二の項」を「三四の項」に改め、同号フを同号コとし、同号ケ中「三一の項」を「三三の項」に改め、同号ケを同号フとし、同号マ中「三〇の項」を「三二の項」に改め、同号マを同号ケとし、同号ヤ中「二九の項」を「三一の項」に改め、同号ヤを同号マとし、同号ク中「二八の項」を「三〇の項」に改め、同号クを同号ヤとし、同号オ中「二七の項」を「二九の項」に改め、同号オを同号クとし、同号ノ中「二六の項」を「二八の項」に改め、同号ノを同号オとし、同号ヅ中「二五の項」を「二七の項」に改め、同号ヅを同号ノとし、同号ウ中「二四の項」を「二六の項」に改め、同号ウを同号ヅとし、同号ム中「二三の項」を「二五の項」に改め、同号ムを同号ウとし、同号ラ中「二二の項」を「二四の項」に改め、同号ラを同号ムとし、同号ナ中「二一の項」を「二三の項」に改め、同号ナを同号ラ

とし、同号ネ中「二〇の項」を「二二の項」に改め、同号ネを同号ナとし、同号ツ中「一九の項」を「二一の項」に改め、同号ツを同号ネとし、同号ソ中「一八の項」を「二〇の項」に改め、同号ソを同号ツとし、同号レ中「一七の項」を「一九の項」に改め、同号レを同号ソとし、同号タ中「一六の項」を「一八の項」に改め、同号タを同号レとし、同号ヨ中「一五の項」を「一七の項」に改め、同号ヨを同号タとし、同号力中「一四の項」を「一六の項」に改め、同号力を同号ヨとし、同号ワ中「一三の項」を「一五の項」に改め、同号ワを同号力とし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の一三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつてダイオキシン類を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

第二条の四第五号ン中「別表第三の四八の項に掲げる施設において産業廃棄物の焼却に伴つて生じた汚

泥（廃ガス洗浄施設から排出された」を「汚泥（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除く。）、「廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四九の項に掲げる工場又は事業場において生じた」に、「当該汚泥」を「これらの廃棄物」に改め、同条第七号中「四七の項」を「一四の項」に改め、同条第八号中「四八の項」を「一四の項」に、「廃ガス洗浄施設から排出された」を「ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十一号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた」に改め、同条に次の二号を加える。

十 燃え殻（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）であつてダイオキシン類を含ま

むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

十一 汚泥（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）であつてダイオキシン類を含ま

むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

第六条第一項第三号イ③中「金属くず」を「第二条第六号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたもの」に改め、同号レ中「第六条の五第一項第三号ソ」を「第六条の五第一項第三号ツ」に改める。

第六条の五第一項第三号ニ中「同条第五号ワからムまで」を「同条第五号カからウまで」に改め、同号

ソ中「第二条の四第五号ス」を「第二条の四第五号ワ」に、「のうちばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの又は同号ンに掲げる廃棄物」を「（別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものを除く。）」に改め、同号ツ中「二二の項まで」の下に「及び二四の項」を加える。

第七条第八号の二中「木くず」を「第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）」に改め、同条第九号中「物質」の下に「又はダイオキシン類」を加える。

別表第一の二の項の中欄中「廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）」を「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる施設」に改め、同表の三の項の中欄中「廃棄物焼却炉である特定施設（廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）」を「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第十一号に掲げる施設を有する工場又は事業場」に改め、同項の下欄中「廃ガス洗浄施設から排出された」を削る。

別表第二の下欄中「、金属くず又は第二条第七号」を「又は第二条第六号、第七号」に改める。

別表第三中四七の項及び四八の項を削り、四六の項を四八の項とし、一六の項から四五の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の一五の項中「及び第七十一号の二イ」を「、第七十一号の二イ及び第七十一号の五

「に改め、同項を同表の一七の項とし、同表中一四の項を一六の項とし、一三の項を一五の項とし、一二の項の次に次のように加える。

一三	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第二号及び第四号に掲げる施設
一四	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる施設

別表第三に次のように加える。

四九	別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場
----	--

別表第五の一の項の中欄中「並びに第七十一号の二イ」を「、第七十一号の二イ、第七十一号の五並びに第七十一号の六」に改め、「、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（ジクロロメタンの回収を行うものに限る。）、廃油の蒸留施設（ジクロロメタンの回収を行うものに限る。）」を削り、同表に次のように加える。

一四	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第一号から第十二号までに掲げる施設及びこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される	ダイオキシン類
----	--	---------

水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設
--

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「第二条の四第五号ス」を「第二条の四第五号ワ、第七号及び第十号」に改め、同項第九号中「第二条の四第五号ン」を「第二条の四第八号及び第十一号」に改める。

(下水道法施行令の一部改正)

第三条 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の四中「掲げる物質」の下に「及びダイオキシン類」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。